

19 危険物・保安関係

ア 高圧ガス保安法関係

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
CO ² 冷媒の充填について、高圧ガスの製造及び販売に係る規制の緩和	経済産業省	CO ² 冷媒充填装置を高圧ガス保安法の適用除外とする代替措置について安全性を確認するためのデータが事業者から提示されることを前提として、CO ² 冷媒の充填にかかる規制の緩和を検討し、結論を得る。	逐次実施			- (経済産業省) 安全性を確認するためのデータが事業者から提示されていないことから、データの提示があった時点で検討を進めていきたい。

イ 労働安全衛生法関係

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
余寿命予測に基づく開放検査周期の設定	厚生労働省	機器ごとの開放検査周期を最大4年と定めている現状を改め、余寿命予測に基づき開放検査周期を設定する等により、4年を超える連続運転を可能とする。	措置済			
防爆構造規格の国際規格との整合化	厚生労働省	国内の防爆構造規格に最新のIEC規格を取り入れるための所要の措置を講じる。	措置済			
各種基準/規格のグローバルスタンダード化の推進	厚生労働省	ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準に規定されている溶接施行法試験について、ボイラーへの適用を含めてJISを引用する方向で検討し、検討結果を踏まえて、引き続き措置する。	措置済			
防爆電気機械器具に対する技術ならびに検定・認証要件の国際整合	厚生労働省	防爆構造電気機械器具の構造規格の国際整合について、タイプn防爆構造(非点火防爆構造)以外に、更なる整合化を図る必要がある場合には、所要の措置を行うことを検討する。			検討開始、適宜措置	ガス蒸気防爆構造については、IEC規格との整合化を図るべく、「電気機械器具構造規格における可燃性ガス又は引火性の物の蒸気に係る防爆構造の規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有するものの基準(基発0824第2号)」を発出し、IEC規格との整合化を行った。(8月24日現在) 粉じん防爆構造については、IEC規格との国際整合化に向けて現在検討中である。

ウ 消防法関係

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
危険物施設の保安検査	総務省	「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」における検討結果を踏まえ、危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、所要の措置を講ずる。	逐次措置			-
余寿命予測に基づく開放検査周期の設定	総務省	屋外タンクの開放検査周期について、事業者からのデータの提供を受け、更なる開放検査周期の延長を検討する。	措置済			
タンク底部内面コーティングの耐久年数に係る指針の見直し	総務省	事業者からのデータ提供を受け、安全性の確保を前提に、既存コーティングに関する指針の見直しについて検討を行う。			検討開始	(総務省) 消防庁において、平成22年5月に有識者等からなる「屋外貯蔵タンクのコーティングの耐用年数に関する検討調査会」を設置し、既存コーティングの耐用年数について検討を行っているところである。 なお、当該指針の見直しについては、当該検討調査会でとりまとめた結果を踏まえ、速やかに措置していく。
大容量泡放射システムの性能規定化	総務省	大容量泡放射システムの導入を促進するため、大容量泡放射システムに対応できる性能規定を策定する。	措置済			
安全弁の分解検査周期の見直し	総務省	消防法及び高圧ガス保安法の両方が適用される安全弁の定期点検の方法については、消防庁において、実態を把握した上で、安全性の確保を前提に検討し、検討結果を踏まえて引き続き措置する。	一部措置済	措置済		
引火性液体を輸送する際の輸送基準の緩和	総務省	ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が200度以上250度未満の第四石油類をフレキシブルコンテナで輸送可能とする方向で検討し、平成19年度中できるだけ早期に結論・措置する。	措置済			

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
コンビニエンスストアにおける誘導灯及び誘導標識に関する特例適用事業	総務省	コンビニエンスストアにおいて、誘導灯を高輝度蓄光式誘導標識により代替することのできる要件(避難経路の長さや複雑さ、屋外への見通し等)について、平成21年度に検討を行い、結論を得る。			検討開始	消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)等を改正し、避難上の求められる要件(避難経路の長さ、屋外への見通し等)を満たす居室について、誘導灯に代えて高輝度蓄光式誘導標識を設置することができるよう基準を整備した(平成21年9月30日公布、平成21年12月1日施行)。

エ その他

規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
許認可事務手続きの簡素化・検査方法の合理化	経済産業省 総務省	許認可手続きの簡素化・検査方法の合理化については、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において検討されたが、再度、経済産業省、消防庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて、周知徹底を図る。	措置			
高機能性化学プラントに対するレイアウト規制の合理化	経済産業省 総務省	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出がなされるならば、工場等の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。		逐次実施		(総務省、経済産業省) 平成21年度に消防庁において「石油コンビナート災害の低減にむけたレイアウト規制の合理化に係る検討会」を開催し、事業者からレイアウト規制合理化のための代替措置及びその具体的データを募集したが提案がなかったため、合理化を行うための着眼点について整理し、報告書としてまとめて公表した。今後も引き続き事業者からの具体的な提案を受け付けることとする。
危険物容器検査方法の見直し	国土交通省	危険物の容器検査について、受検者側の意見を聴取しつつ、一定条件を満たした受検者に対して負担の軽減を図るため、検査方法の見直し等の措置を講ずる。	措置済			
コンビナート事業所における携帯コンピュータの防爆認定の緩和	厚生労働省	専門家による技術的検討結果を踏まえ、国内の防爆構造規格に最新のIEC規格を取り入れるための構造規格等の改正を平成19年度中を目途に講ずることとする。	措置済			
砂利採取業者の登録申請書の添付書類の簡略化	経済産業省	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目途に省令を改正する。		措置済		
採石業者の登録申請書の添付書類の簡略化	経済産業省	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目途に省令を改正する。		措置済		
液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式における押印又は自署署名の省略	経済産業省	通達において規定されている液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式について、押印又は自署署名を省略することとし、通達を改正する。		措置		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日43化第151号)、平成21・03・12原院第4号により、液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式について押印又は自署署名を省略する通達を改正した。(平成21年3月19日施行)